

横浜市地域療育センター条例施行規則 新旧対照表

現 行			改 正 案		
(定員) 第2条 地域療育センター（以下「センター」という。）の定員は、次のとおりとする。			(定員) 第2条 地域療育センター（以下「センター」という。）の定員は、次のとおりとする。		
名称	施設種別	定員	名称	施設種別	定員
横浜市東部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人	横浜市東部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 指定管理者が市長の承認を得て定める
横浜市中部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人	横浜市中部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 指定管理者が市長の承認を得て定める
横浜市西部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人	横浜市西部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 指定管理者が市長の承認を得て定める
横浜市南部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人	横浜市南部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 指定管理者が市長の承認を得て定める
横浜市北部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人	横浜市北部地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 指定管理者が市長の承認を得て定める
横浜市戸塚地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 50人 医療型児童発達支援 40人	横浜市戸塚地域療育センター	児童発達支援センター	児童発達支援 指定管理者が市長の承認を得て定める

横浜市総合リハビリテーションセンター条例施行規則 新旧対照表

現 行		改 正 案	
<p>(定員等)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第1号から第3号までに規定する施設の定員及び同項第5号に規定する診療所の病床数は、次のとおりとする。</p>		<p>(定員等)</p> <p>第2条 条例第3条第1項第1号から第3号までに規定する施設の定員及び同項第5号に規定する診療所の病床数は、次のとおりとする。</p>	
施設種別	定員及び病床数	施設種別	定員及び病床数
児童発達支援センター	<p>児童発達支援（難聴児及び重症心身障害児以外の障害児が利用する場合に限る。） 30人</p> <p>児童発達支援（難聴児が利用する場合に限る。） 30人</p> <p>医療型児童発達支援 40人</p>	児童発達支援センター	児童発達支援 指定管理者が市長の承認を得て定める
障害者支援施設	<p>日中 36人</p> <p>夜間 30人</p>	障害者支援施設	<p>日中 36人</p> <p>夜間 30人</p>
就労支援施設	40人	就労支援施設	40人
診療所	19床	診療所	19床